

大田市告示第 57 号

大田市要保護児童対策地域協議会運営要綱（平成 17 年大田市告示第 128 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 3 月 31 日

大田市長 楫野弘和

第 9 条第 2 項、第 10 条第 4 項、第 11 条及び第 14 条中「子ども家庭支援課」を「こども家庭支援課」に改める。

別表中「子ども保育課」を「こども政策課」に、「子ども家庭支援課」を「こども家庭支援課」に改める。

附 則

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。